

# 国際水素医科学研究会会則

2024年10月1日改訂

# 国際水素医科学研究会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、国際水素医科学研究会 (International Hydrogen Medical Science Association) と称する。

### (目的)

第2条 本会は、水素の生体内における作用を基礎医学及び臨床医学の立場から研究・検証し、水素を活用した療法の創生等を通して医療の質の向上を目指し、ひいては社会の発展や人類の幸福に貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究成果発表会の開催
- 2 研究成果の関係社会への普及
- 3 国内外の関連学術団体等との研究協力の推進
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区山吹町 342 - 10 - 11 に置く。

- 2 本会は理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することが出来る

### (公告)

第5条 本会の公告は電子公告により行う。

## 第2章 会員

### (会員区分)

第6条 本会の会員は、次の5種とする。

- 1 正会員 本会の目的に賛同し理事会の承認を得て入会した医師、医療関係者及び研究者
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同し理事会の承認を得て、本会の事業を支援する企業及び各種団体
- 3 学生会員 本会の目的に賛同し理事会の承認を得た学生(大学生及び大学院生等)
- 4 特別会員 海外に居住し本会の目的に賛同し本会の理事会の承認を受けた個人
- 5 名誉会員 本会の事業に特に功績があり理事会で名誉会員とする決議がされた個人

(入会)

第7条 本会の会員になるには、会員1名以上の推薦を得て理事会の承認を受けることを原則とするが、推薦者の無い場合でも入会理由等により理事長の推薦を得て理事会の承認を受けることも可とする。

2 入会においては別に定めるところの入会金を支払わなければならない。

(年会費)

第8条 本会の会員は、別に定める年会費を支払うこととする。

2 納付した年会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

3 名誉会員は年会費を納めることを要しない。

(経費の負担)

第9条 本会の経費は、年会費、及びその他の収入をもってこれにあてる。

(退会)

第10条 会員は、理事会にいつでも退会の申し出をすることが出来る。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

1 この会則その他の規則に違反したとき。

2 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至った時はその資格を喪失する

1 第8条第9条の支払いを2年以上行しなかったとき。

2 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### 第3章 理事及び理事会

(理事会)

第13条 本研究会の発足の準備に関わった発起人で理事会を構成する。

(理事の選出)

第14条 理事会において互選により以下の役員を選出する。

理事長 1名、副理事長 1名、会計理事 2名 理事 若干名、監事 2名

本研究会発足後は理事会の議決により会員の中から理事を選任することが出来る。

(権限)

第 15 条 理事会の決議は、法令又はこの会則に別段の定めがある場合を除き、理事会の過半数の理事が出席し(委任状による出席も含む)、多数決により決定する。

理事会は、次の事項について決議する。

- 1 事業報告書、収支決算報告書、監査報告の確認と承認
- 2 事業計画書、事業予算書の審議と承認
- 3 理事及び監事の選任又は解任

(理事の職務及び権限)

第 16 条 理事は、理事会を構成し法令及びこの会則で定めるところにより職務を執行する。

理事長は、法令及びこの会則で定めるところにより、本会を代表し会を運営する。

副理事長は理事長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 17 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事の任期)

第 18 条 理事の任期は、2年とする。但し、理事、及び理事長、副理事長の再任は妨げない。監事の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

理事の欠員により補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の解任)

第 19 条 理事又は監事は、理事会の決議によって解任することができる。

(招集)

第 20 条 理事会は、理事長が随時招集する。

理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は各理事が理事会を招集する。

(議事録)

第 21 条 理事会の議事については、法議事録を作成する。

出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 資産及び会計

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 2 月1日に始まり翌年 1 月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 本会の事業計画書、収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに、理事会において作成し、理事会の承認を得るものとする。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 24 条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事会が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得るものとする。

1 事業報告書

2 収支決算報告書

前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 25 条 本会は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 26 条 この会則は、理事会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 27 条 本会は、理事会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 28 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、処分する。

附則

附則 1. 本会会則は、2020 年 2 月 1 日より施行する。

附則 2. 入会金、及び年会費は、別紙にてその詳細を定める。

附則 3. 2024年10月1日より第7条を改訂する。